

衆議院第十三回同國會大蔵委員會議題

五
十
三
号

昭和二十七年四月十九日(土曜日)

午前十一時四十七分開幕

委員長 佐藤 重遠君

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君
理事佐久間 徹君 門脇勝太郎君

た国有財産法第十三條の規定に基き、
国会の議決を求める件を議題といった
します。まず政府當局より、提案趣旨
の説明を聴取いたします。西村大蔵政
務次官。

出席	清水 逸平君	島村 一郎君
政府委員	苦米地英俊君	夏姫源三郎君
大蔵政務次官	三宅 則義君	宮幡 靖君
大蔵事務官理 局次長	高田 富之君	久保田鶴松君
酒井 俊彦君	西村 直巳君	

委員外の出席者	大蔵事務官(理財 局)爲替政策課長	稻益	繁君
	大蔵事務官(督財 局)閉鎖機關課長	堀口	定義君
	通商産業事務 官(通商振興 局)經理部長	石井由太郎君	
専門員	椎木	文也君	
専門員	黒田	久太君	

本日の会議に付した事件
設備輸出賄賂損失補償法案（内閣提出第一二八号）
閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出第一四三号）
国有財産法第十三條の規定に基き、
国会の議決を求めるの件（内閣提出、議決第一号）

○佐藤委員長　これより会議を開きます。

国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求める件
左記普通財産を公共福祉用財産とする
ことについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三
條の規定により、国会の議決を求め
る。

一、所 在 東京都千代田区麹町
二、区分数量 一丁目一番地
土 地 皇居外苑の一角(現
千代田グランド)
坪二二一
立木竹 一四八本

○西村(謹)政府委員 ただいま議題となりました国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件につきまして、御説明申し上げます。

現千代田グランドは皇居外苑の一角にありまして、皇居外苑を公共福徳事業として残されていたものであります。これを外苑の一環として整備運営することが適当であると考えられますので、ここに国会の議決を経るために提案いたします。

○堀口説明員 お答えいたします。た
だいまの御質問で、清算の過程におい

改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。小山君。

つたところはないわけでありますし、むしろ債権者なり株主なりに有利な規定が、ある程度通常の清算の場合以上に置かれておるわけであります。今後の問題といたしましては、もうそういう株主等の発言権を認めたらどうかという意見もござりますでしようが、現在すでに閉鎖機関も八、九割の清算が済んでおりますので、必ずしも株主の意見を聞いてくれとというような要望はありません。もちろん、いろいろいう声を聞きまする閉鎖機関といふのは、主として在外活動関係の機関だ

して行こうということありますから、一々それについて債権者総会なり株主総会を開いておつたのでは、なかなか進まないという面もありましたし、それから当初閉鎖機関の指定された根本的な理由というのが、前にも申し上げましたように、戦時中国の戰争経済に寄与したというような色彩の強いことが理由になつて、閉鎖されたものでありますから、その清算につきまして、株主とかあるいは債権者の発言を制約しようという意図があつたわけであります。もちろんその清算のやり方等につきましては、必ずしも民、商法の清算に関する規定にそろう規定

銀行とか台灣銀行とか、その他在外資産を伴う閉鎖機関がたくさんあるのであります。これが内地における資産はどういうふうに処分されておるのでありますか。たとえば満鉄などは満鉄のビルとか、あるいは朝鮮銀行にしても不動産を持つていてはあります。それから内地に債権を持つていてはあります。これはどういうふうに今までもすでに処分されたのかどうか。すでに現金化されておるのか。今後それらのものが処分されるものとするならば、やはり株主の発言権は相

て株主等に発言の機会を与えたらどうかということになりますが、当初開鎖機関制度を確立いたしました当時は、御存じのように一千八十八もの機関がありまして、これを急速に国民経済上から動かすようにし、かつ清算を

についての御意見といふことになります。この点につきましては、この機関の性質上、必ずしもそういう御意見を尊重することができるかどうか、疑問がありますし、すでに閉鎖機関全体がそういう段階にありますので、いまさらそういう規定を置くことなく、もしさしつかえないものは、もう全面的に指定を解除して、通常の民、商法による清算に付て行けば、株主総会なり何なりで十分その意向をもつて、清算して行けるようになるのではないかというふうに考えております。

○小山泰眞　いわゆる在外資産を伴う閉鎖機関でありますが、たとえば朝鮮銀行とか台湾銀行とか、その他在外資産を伴う閉鎖機関がたくさんあるのであります。これが内地における資産はどういうふうに処分されておるのでありますか。たとえば満鉄などは満鉄のビルとか、あるいは朝鮮銀行としても、内地にいろいろな不動産を持つておるはずであります。それから内地に債権を持つておるはずであります。これはどういうふうに今までもすでに処分されたのかどうか。すでに現金化されておるのか。今後それらのものが処分されるものとするならば、やはり株主の発言権は相

当尊重すべきものではないかと思うのであります。それをひとつ伺つておきたい。

○壇口説明員 お答えいたします。清算の制度といたしましては、従来も御説明いたしましたように、外交関係のない機関において清算を進める関係上、内外地の店舗を截然と区別いたしまして、国内店舗の資産を処理してその負債に充当するということでありますから、さつき例にあげられましたような満鉄ビルというようなものでありますれば、清算人といたしましては、現これをなるべく有利に処分いたしました。それによつて本邦内の店舗にかかる負債を清算して行くわけであります。そういうことではありますから、現ましても、国内にあるいろいろの資産については相当処理されておりますし、それから債権も取立てております。一方債務も支拂われております。ただ外国における店舗の勘定じりがわからぬものですから、それに対しても国における負債が非常にあると思われるものについては、まず一般の債務の清算もちろん清算には優先順位がありますとして、戻金とかあるいは退職資金であると從つて清算して、一般的な契約関係に基づく債務といふやうなもの、そういうものがある場合には、それをそのまま留保いたしまして、それ以上に清算を進めない。社債の清算及び株主に対する残余財産の分配といふことは一応行われる場合には、それをそのまま留保いたしまして、それ以上に清算を進めない。社債の清算及び株主に対する残余財産の分配といふことは一応行われないで、そこでストップしておく。そして講和條約発効以後において起る

国際問題に対処しなければならぬといふに、機関令の制度はなつておるわけであります。

○小山委員 私が伺いたいのは、この法律案の改正は、講和條約発効後に起る問題を処理するためにやられるはずである。従つてたとえば満鉄ビルにして、これはまだ処理していないと思います。朝鮮銀行の東京支店の建物にしても、台湾銀行の建物にしても、それでも、台湾銀行の建物にしても、それは処分しないと私は思つておりますが、これは処分してあるのであります。朝鮮銀行の東京支店の建物にしても、たとい株式総会といふものを招集してみても、それが商法上という権限があるかということになりますが、そういう場合には、株主として見れば、株主の信頼できる清算人を推したいという希望は相当強いと思う。商売のことも何にも知らない役人が出て来て、ただ事務的な処理をするというのでは危険というか、どうも信頼しがたい。従つて株主の間からせが、どういうふうにお考えでしようか。

○壇口説明員 株主の持つてきたい清算人を持つて行くべきじゃないか、あるいはその意見を尊重しなければいかぬということは、もつともなことです。それで御配慮もないようあります。

○小山委員 私が再々尋ねていることは、私はあるのはあたりまえだと思うのですが、その点も御答辯もなければ御配慮もないようあります。

○壇口説明員 それは清算を促進するために、内地の資産はどんく処理されといふ個々の、これはどこへ賣りたいとか、どういうふうにしてくれとか、どういうふうにしています。それから債権は取立てております。そういう個々の、これはどんなんです。そういうふうに思つたといふことは、今までのものは必ず一人でなければならぬとありますけれども、その点はどうなんですか。

○小山委員 ただいまの御質問の点であります。もちろん民法、商法によつては、なるべく清算の場合は、一つの法人について一人の清算人を置くのが普通でありますから、そういう考え方はあるわ

けであります。ただ閉鎖機関が、たまたま従來の歴史もありまして、千幾つお研究の上、さらに質問を続行することにしまして、きょうはこれで一応質問を留保いたします。

政府が見なくちやならぬと思われるものは、やはり在外關係等がありまして、たとい株主等の御意見を尊重して、ただでやつて行けない、やむを得ないというものが残るという事になるのであります。その場合における株主といふものは、相当外地にあります。それから外地の法人が持つてあります。それから満鉄ビルにしますが、あれはもうすでに処分しております。それから台湾銀行も処分しております。そこでやむを得ずどうしても政府が見なくちやならぬものが若干残るのじやないか。それについてはもちろん株主総会といふものではないとしても、なるべく株主等の御意見をお聞きして、政府がやはり見てゆかなくちやならぬのじやないかというふうに考えておりません。そこでもまだ幾らかございまして、二人にしたつて一向さしつかえないよう思つてあります。

○小山委員 特殊法人たる閉鎖機関について、清算手続だらうと思ひます。それが別に政令で定めると書いてあります。それほどなんな内容をこの政令で定めようと思つてあります。それはどうぞされるのでありますか。

○壇口説明員 この点につきましては、特にまだ案文までの準備はいたしておりませんけれども、大体公団清算等が非常に多く、特別な法令によって設立されたようなものがありまして、公団等についてはそれによつてやつておけるわけであります。要するに政府出資等が非常に多く、特別な法令によつては、清算令といふようなものについては、民法及び商法等によつて清算ができるのです。それで、大体公団清算令といふようなものがありますから、なるべく簡単にいうと、清算令といふようなものをつけますけれども、その点はどうなんですか。

○小山委員 どうもまだこの点若干いろくな面に疑義がありますので、なまじきまして、もちろんその内容としては民法、商法と著しくかけ離れるといふものでありますから、なるべく簡単なそういう清算令といふようなものをつくりまして、もちろんその内容とし

○佐藤委員長　宮崎委員君。

まことに、さういふふうな構想になつておられます。まずそれをお伺いいたします。

○酒井政府委員 お答えいたします。

この法律案成立後に適用いたします地域につきましては、別段限定期間を設けないで済むのであります。が、事実上問題といたしまして、法律の趣旨にござりますように、第三條でございまが、國際收支上有利な地域に輸入市場を開拓し、あるいは有利な地域に輸出市場を転換するといふことがござります。

ほめてしまふこともどうかと思ひます。日本の貿易政策というものはどうもぐら／＼しております。まあしかし、むしろもうと思います。まあしかし、むしろもう過ぎたといふようなきらいもあります。日本は國際事情に支配され、いわゆる占領下にありました過程においては、決して難変といふわけには行かない。これは国際事情に支配され、いわゆる占領下にあります。それでいたしましても、もはや相当の見通しを立てまして、國の經濟維持と、貿易依存の日本經濟を運営して行く上におきましては、基本的な方策を立て、これに関連いたします一連の措置策を、ともに講ぜるべきであると信じておるのであります。そこで春間伝うるところでは、この法律によつて爲替損失補償を適用せんとする地域は、ボンド地域に一応限定するというふうなことが伝わつております。これも政令で定める範囲であります。が、どういうふうな構想になつておられますか。まずそれをお伺いいたします。

す。たたいまのわが国の貿易が、日本とタイとの間で、ますと、国際收支上どうしても自然に放置いたしますれば、ボンド・オーブン地域には大いに輸出が伸び、その反面非常に重要な原料、食糧を輸入するドル地域に対しましては、通常の貿易といたしましては、将来ともなかなか均衡を維持するのに苦しい。そこでどういうドル地域から入れておきますような重要な原料とか、あるいはその他の材料、食糧等をボンド地域から入れまして、ドルとボンがおの／＼なるべく均衡いたすようにして参りたい、そういう意味におきまして、この法律を適用いたしまして、損失補償をいたしますものも、主として今申し上げましたボンド地域などが多くなるというところになると思ひます。

ておりますけれども、わが國との取引におきましては、すべてドル建でござりますので、その間に爲替の変動による損失というものは、わが國においてはこうむつておらない現状であります。

○宮崎委員 それはその通りです。しかししながらそういうふうに考えて、タイン国あたりがドルでものを買わなくなつたという事実も否定できない。そうすると、やはりオーブン・アカウントでの清算をボンドで考えるといふような時代もあるし、建値を盛んに発表しておるのでありますから、これが例のボンド勘定に伴う輸出制限、あるいは輸入促進等の問題とあわせて、ひいては日英交換協定の改訂というようなことを、重大な関連があるわけであります。この法律の第一條には、「本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進を図ることを目的とする。」となつておりますが、一体この目的は実際問題として、この種のプランと輸出の実際はどうなつておりますか。実際の例によつて、通産振興局經理部長に、もししくさんあるようでしたら後日齋料でしけつこうですが、わかれればひとつ具的な事例をあげてお話をいただきたい。

○酒井政府委員 ただいまの最後の御質問は通産省の方からお答えをいたしましたが、お話をありました最近のイとの問題、その他オーブン地域と問題であります、もちろんこの法は審査の結果適当なものは適用いたします。それからオーブン決済のしり今はドルでやつておるが、将来ボン

はないかというお話をござりますが、われくは現在のオーブン協定を通じまして、協定通りドルでもらうということを考えております。もし万一そういう事態が起りますから、その決済を全體としてどういう通貨で清算するかが、ボンドでしりをもらういたしましても、個々の輸出業者はすべてドルでやつておりますから、その決済を個々の業者としては、そういう事態が万一起りますても、それによつて損失をこうむることはないとふうに考えております。

設を講じまして、積極的に本邦産業に必要な重要物資の輸入に役立つような機械を、輸出する方向に力を入れますれば、今後相当伸びるのではないかと考えております。例といたしましては、從来すでに乙種信用保険の対象となつておりますゴアにおける鉄鉱石の開発がございます。その後の見通しといたしましても、あるいはフィリピン方面やズングーン方面におきまして、鉱山等の開発に必要な機械類が逐次出て参る傾向にございます。また輸出銀行の機能といたしまして、金融的にもこの方面に対する力こぶを入れるというようなことになりましたことは、御承知の通りであります。

は信用を受けました受信者の破産とか、支拂い不能といったような諸多の危険にさらされておるわけであります。が、これらの諸危険を網羅いたしまして、コマーシャル・ペースで担保しております制度が、輸出信用保険の乙種保険でございます。これに対しましてさらにもう一つの危険として、外貨建て契約いたしました外貨のレートが、対円の関係で円が切上げられまして、少し金を受取らねばならぬというのが、いわゆる爲替差損になるわけでございまが、前段申し上げました危険と、この爲替切下げの危険とをどういふように考えるか。またそれを考えました場合に、コマーシャル・ペースで独立採算制で信用保険でカバーできるのかどうかということが、問題の焦点になつたと思うのであります。職争、内乱、輸出入の諸限制あるいは破産、支拂い不能といったよな事項に対しまして、現在乙種保険として基本的に二分の料率をもつて担保いたしておるのであります。年率二分の料率で担保しておるのでございますが、このほかにたとえば一分分増しをいたすことによつて、これらの危険も保険制度の中に取り入れができるかどうかといふ点は、十分検討いたしたのでござりますけれども、非常に長期にわたりまして、しかも日本政府みずからが、現在の爲替管理法等におきますると爲替の切上げ、切下げをいたすといふことと相なつておる関係もございまして、コマーシャル・ペースによる危険の担保といふ線よりも、むしろ政府が行政措置といったしましてとりました爲替の切上げ、切下げの始末というふうに考える方が、より自然的ではないかとい

○宮崎委員 その点はごもつともだと
思います。現在の爲替管理制度から行
きますと、どうも別途法律のとどかぬ
ところは、行政措置を講ずるというこ
とが妥当であろうと信じておるもので
あります。そこでこの法律を全部なが
めまして、言つていいことが悪いこと
か知りませんが、やはりボンドの実勢
低下ということが、この法律の裏にほ
の見えるような感じがするわけであり
ます。そこで納付金制度をもちまし
て、爲替利益は納付せしめるという規
定がありますが、これらはほとんど空
文であろうと思います。こんな事態が
起るくらいなら、こんな法律をつくら
なくともいいということになろうと思
いますが、しかばばボンドの実勢低下
——英國の金保有にしましても、正確
な数字は記憶しておりませんが、昨年
の今ごろは大体三十七億ドルくらいの
金準備があつたはずですが、現在では
十七、八億ドルに下つております。こ
れは事実でありますよう。しかしてボ
ンドの爲替相場の実勢は、対日的に考
えてみましても、現在の相場よりも遙
かであるということは、一般に認めら
れておるところでありますので、この
輸出爲替損失補償といふようなもの
は、ひたすらボンド地域に対する爲替
不安の關係を考慮に入れて出されてお
る。こういうことが日本人的には言え
るわけで。かわつてこれを主として
ボンド圏の英國の立場から考えます
と、貿易勘定といいますか、あるいは

○酒井政府委員 ただいまの御意見であります。が、いろいろ巷間ではボンドの実勢について問題にされております。これ事実であろうと思いますが、そういうふうな懸念から、なかへ譲り備輸出——時にこういう譲備輸出になりますと、三年先、五年先に代金を受取るということになりますので、その間にどういうことが起るかもわからぬといいうような懸念から、やはりなかなか輸出がしにくくいというような点もござりますので、この法律を提案いたしましたわけでございます。もつともそれでは現在ボンドの切下げがあるかどうかといふふうなことになりますと、これは私どもにはわかりません。わかりませんが、私個人の感じでは、最近の英國政府のとつておる各般の政策から見まして、当分の間はそういう手段に訴える機会はないのではないかといふふうな感しを持つております。ただこれは私個人の感じでありますし、はたしてそうなるかどうかは疑問であり、確かにではございませんが、先ほど申し上げましたように、一般的に五年先までにボンドなりその他の通貨なりについて、切下げがないということは保証しがたい。そういう若干の不安もあります場合に、代金の決済が非常に長いものをすることがありますか——困難であります。そういう不安を除きますために、この法案を提案いたしたわけであります。

た程度であります。五年先の見通しと
いう言葉があつたのですが、これから
考えてみましても、一休各国の通貨制
度といいますか、あるいは爲替管理と
申しますが、これは五年先までこのま
まだという予想もつかぬわけがありま
す。現在ハード・カレンシーとしまし
て道具があるわけがありますが、今爲
替管理をやつております日本の現状か
ら見まして、たしかベルギーでありま
したが、ベルギー・フランスと言いま
すが、あれを適格通貨入れたといふ
ようなことが、これはアフリカのコン
ゴあたりまで及ぶわけですが、
こんな事情もありまして、なかへ五年
先は世界の貨幣制度と申しますが、
通貨制度と申しますか、そういう意味
において、爲替相場と同じく見通しは
ないわけであります。そこで今この問
題は、英國をいたく刺戟するようにな
らないということの一つの有力な理由
があるならば、非常によいのであります
が、漠然と長い期間であるから爲替
相場の変動も予測できない、こういうう
ことだけでは、どうも何か満足されな
いような感じがするのであります。き
ょうは外国爲替管理委員会の方も御出
席がないのでありますから、その点につ
いては深くお尋ねをいたしません。
そこでごく事務的なことをさらに一
つ伺いますが、本法案の第二條に用語
の意義が掲げてあります。そのうちに
基準外國爲替相場、裁定外國爲替相場
とあります。これは外國爲替及び外國
貿易管理法の七條の一項と二項による
ものだ、こう規定づけてあるのであります。この法律を運用する上において、この用語の意義はわかるのであります。

約時期といふような限られた時期におきまして、ほんとうにそのときの相場を把握することに支障がないであります。それから裁定相場と申しますのは、ドルとポンドとの間の公定レート、これを一ドル三百六十円で換算いたしまして、その計算から現在千八百円とボンドの相場を出しておる、こういう意味でございまして、これはもちろん米英間の爲替レートが動きましたならば、第二項の爲替相場がかわつて来るのは当然でございます。ただ基準外國爲替相場はこれは、わが国といたしましても通貨の価値を輕々にかえるということは、とるべき策ではないのでありますて、三百六十円の爲替相場といふものは日本のいわば経済の一番大きな柱として、これはどこまでも維持して行くことだらうかと思つております。

すいことでありながら、かなり混乱が起るということを私どもは予想しております。これは予想する方が悪いといえばそれまでであります。この点についても将来十分なる御検討をいただきたいと思うのであります。ただいまはこれに対して結論を得たいとも考えておりません。

協議の上で検討して参りたい、そういう

つておるものではありませんが、爲替

いたします。

二二

ではないかといふような結論は、それほど受け取るまではないが、どうあらう

○官情委員 御説明では、輸出入銀行へ事務委託のようなことになりますので、その間には会議に関係官が出席しておやりになるということも、了解であります。しかし第三條などをこらんになりますと、通産大臣が

つておるものではありませんが、爲替取引ということは、貿易を承認して発生するものである。この法律の立て方が、その貿易の担当の大臣がこれに参画しておらないなどということは、日本本の法律としては私どもはあまり尊重したくない。この点はまた次の機会に

○酒井政府委員 ただいまお話をございましたが、先ほども申し上げましたように、輸出入銀行に委任するからよいではないか、こういうことではございませんので、実態的にはもちろん通産省の御意見も十分尊重する——と、いうよりも、むしろ通産省の意見に能いたします。

○石井説明員　をだいま官舎委員の御質問の中に、輸出の振興、貿易の調整といつたことを一手にやる権限のあります通産省がありながら、第三條のごときものの決定が大蔵大臣によつて行われないかといふふうに、私どもとしては考えております。

次にこの法律を一覽いたしますと、
皆発その他の運営に対する大蔵大臣の
権限は、かなり明瞭になつておるので
あります。けれどもかんじんな貿易を
担当いたしております通産大臣の規定
につきましては、明確な規定がないの
であります。運営上通産大臣の規定
が何らなくとも、あるいは政令にまか
せる等の委任立法でやつて行くとして
も、これは支障がなあものかどうか。
これは大蔵、通産両当局から御意見を
伺いたい。

やはり表向きに闇事をする。いわゆる行政は通商産業省であり、大蔵省である。いわゆる共管というセクションナリズムの言葉を申すのではありませんが、第三條などは明らかに通商産業省の問題でありまして、これらがやはり事務委託を受けました輸出入銀行の会議でだけしか、意見が述べられないといったところでは、将来重要な物資の輸出を確保するためのブランケット輸出、證券輸出ということを、ほんとうにつまえて行くことは困難じやないかと田中一郎。私は大蔵委員でもあり、予算委員会

取引ということは、貿易を承認して発生するものである。この法律の立て方が、その貿易の担当の大臣がこれに参画しておらないなどということは、日本本の法律としては私どもはあまり慎重にしたくない。この点はまた次の機会にお尋ねいたしますが、どういう運営を実際ににおいてなさるのか。單に輸出入銀行に事務を委託するのだということだけでは、どうも十分でないような気が持がいたのであります。御研究願いまして、適切なる運営の方策についてお知らせをいただきたい。もしこれがわたくしただいまのような六千四百万ドルくらい、それも船だけだ、あの機械などから二千万ドルくらいしかないと、こんな額々たるものならば、第一條に書いてある本邦経済の維持、発展というような題目は不必要で、むしろ、こんな範囲内にあるのは誤り、則然と与え得るのである。

○酒井政府委員 ただいまお話をございましたが、先ほども申し上げましたように、輸出入銀行に委任するから、よいではないか、こういうことではございませんので、実態的にはもちろん通産省の御意見も十分尊重する——と、いうよりも、むしろ通産省の意見に能うということが必要なんございまして、そのため両者密接な協議の上、どういうものに適用して行くか、ということをきめるつもりでございまして、ただ國を代表して契約者としてだれを名義人に出すかということにならぬますと、爲替相場の変動による損失補償であるという点から、大蔵大臣としておいた方が妥当であるということをございまして、通産省との間の連絡はもちろん、個々のケースにつきましては、も、全面的に緊密に連絡をとつて行つております。

○石井説明員をだいま官舎委員の御質問の中に、輸出の振興、貿易の調整といつたことを一手にやる権限のあります通産省がありながら、第三條のごときものの決定が大蔵大臣によつて行われるということになりますと、一体的運営に欠くるところがあるではないかという御質問でございましたが、本法につきましては、重点をどこに置くかということによつて、いろいろ考えようがあると思うのであります。つまり鳥替のレート切上げ、切下げの始末として考へるのか、やはり設備輸出の促進、あるいは輸入の促進といったこととに重点を置くのかということによつてきまるわけであります。法文の目的には、設備輸出の促進をはかるということにはなつておりますが、大体権限的

○渕井政府委員 この法律案は到底審議大臣の権限が書いてないということはございますが、この法律は要するに権限相場が動いた場合に、その損失補償をどうするかという單純なる権益上の問題でございますので、大蔵大臣の問題でござりますので、大蔵大臣の権限いたしております。ただ実際問題といたしましてその運営にあたりましては、一体どういう契約にこれを適用したらよいかということは、もちろん通商産業省としても非常な御関心のあるところでございまして、この法律の終りの方に書いてございますが、大体日本輸出入銀行がその具体的な窓口といいますか、事務の取扱いをいたしまして、その輸出入銀行がいろいろ審査をいたします場合に、もちろん通産省からも関係の係官に御出席して、大蔵省からも出まして、

もあり、大蔵省と非常に仲よしでありますので、決して大蔵省を非難しようと/orするものではありませんが、法律上に問題を抱えています。大蔵省偏重のきらいがある。これは他日の機会にお話をまして大蔵大臣の所見も伺いますが、第三條の趣旨なんかから行きまして、第三條の政令等の必要があるならば、通商産業大臣が本法運営上直接賦与すべきものである。もしこれに伴い、これは大蔵省、通産省、また細目の令等を出す場合においても、共管的省令が出て行くことが適当であろうと、もつと深く申しますならば、外國為管理委員長も、また同様にこれに参すべきものであらうと思つております。ただいまのところでは、ただちに何か修正しようなどという考え方を

おやめになつたらよからう、かよろに思つてあります。これが大きな難題になりまして、將來三年、五年間にわたりまして、日本のプラント輸出によって未開発地域が開発され、その資源日本への貢献なる経済に利用いたしまして、さらに再輸出をする、それによつて貿易依存の日本の経済を維持しつつ日本経済の正常なる運営をいたそと、いう面から考えますと、どうもこの法律に対しましては、ただ爲替管理けだ、こういう一点だけで片づけられることは、国会の審議の上に、決し満足の意を表すことができないものであると考えております。本日は時も過ぎましたので、質問はこの程度いたして、次の機会に繼續すること

それからなお先ほど、これが英國側に對して悪い印象を与えないだらうというお尋ねもあつたのでございまが、私どもいたしましては、これボンドに限らず、三年先、四年先とい契約をいたしますので、その間にどう考へておられるというよりも、どううことが起るかもしらぬ、その間ずっと現在のレートが動かないという保もございませんので、そういう点をはり業者に対してある安心感をえ方が、より設備輸出が確実になり、た伸びるであろうというような考え方やつておりますので、これはボンド割下げるあるであろうとか、実勢がいかからかいうことでやつておりますんで、おそらく英國側から見ましても、ボンドの切下げを予想している

に申しますれば、爲替レートを決定する権限のあります大蔵大臣が、それをある時点において切上げ、切下げをやつた場合の長期外貨債権を持つておりますものの始末という点に重点を置き、しかもその重点を置きますのは、本邦の経済の維持とか発展とか、あるいはプラント輸出の促進というようなものに関連のあつたものだけに限らるといふところから参りまして、こうなつたわけであります。実行上につきましては、ただ三條関係のみでなく、第七條の関係におきましては、輸出用保険法によりまして保険金の支拂いを受けましたものは、その部分に限らまして、爲替損失補償の対象から除外するわけでありまして、事務的にもやめて密接不離の關係があるわけで、

ります。そのようなところもございまして、法文上並びに政令等の上では、通産大臣の権限とか所管とかいうようなことはございませんけれども、実行上には、たゞいま大蔵省から御説明のありましたように、あるいは輸出入銀行の運用を通じまして、あるいは事実上の事務連絡によりまして、円満なる運営を期したいと考えて、あります。

○宮幡委員 時間の関係でやめようと思いましたが、今の石井経理部長の答辯で、七條をひつぱつて御説明になるならば、なお私は質問したい。輸出信用保険は、私の記憶違いかもしれませんが、おそらく大蔵大臣、通産大臣共管のように覚えていたのですが、それが間違いでなかつたら、七條の精神を持つて来るならば、この運営につきましても共管だという精神を出すべきだと私は思う。共管だということが記憶違いならば、これは取消しますが、共管であつたとすれば、七條の精神なら、さらにそろななければならぬと、いうことを私は強く言うわけあります。

○石井説明員 輸出信用保険法の運用は、これは通産省専管でございまして、信用保険の特別会計の関係で、大蔵省が片づ方足を入れておるという關係になつております。

○宮幡委員 その程度でけつこうです。

○小山委員 今のお話の問題に連してでありますか、第三條でありますけれども、「政府は、この問題は政府が「契約を締結することができる。」といふうに一番最後にかかるのでありますよけれども、その途中で考慮

資の輸入市場を、国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認めしてそれが認めるのか。この問題は、ただいまの説明によれば大蔵大臣のことであります。ただそれに通産大臣がちよつと口を出すという程度のよう聞えたのでありますが、これはやはり私は「有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合」というのは、そういうことは大蔵大臣よりも通産大臣が知っているはずでありますから、「認められる場合」という方は通産大臣が主たる関係者であり、そしてその次の政府は「締結することができる。」という方は、今最後の大蔵省設置法の改正によって、これは大蔵大臣がやるんだ、こういうふうにやるべきものではないかと思うのであります。その点はどういうことに相なつておるのでありますか。

うのか補償料をきめる場合の基準は入つておるのであります。これがどういうふうに見込みをされるのか。あるいはまたその補償料というのは、個別の契約ごとに一つ一つ爲替相場の変動の見込みがかわつて来るのかどうか。その点も伺つておきたい。

○酒井政府委員 この見込みははなはだむずかしいのでござりますが、まあ現在のところ考えておりますのは、大体二%くらいと考へております。これは個々の契約についてかかるわけでございませんので、いかなる契約にも一括して同じ率を適用して行くといふふうに考えております。

○小山委員 これはお答えしにくいかと思ひますが、その二%と相場の変動を見込まれたのは、どういうところから出たのか。

○酒井政府委員 ただいま二%と申し上げましたのは、爲替相場変動の見込みだけでなく、補償料率のこととございますが、この爲替相場変動の見込みが非常に高いというときには、たとえばある通貨がもうすぐ切り下げでもあります。そうだと、いうようなときになりますと、やはり国としてはそれだけ危険を感じるわけでござります。そういう一般的な情勢を考え、また一方に設備輸出者の方の負担も考へ、まあ適当なところをきめて行きたい。そのときの情勢で相場変動の見込みが大きいか少いばその見込みをどうして行くかといふようなことになりますと、これは算術式的精确な方式で求めることと、これは、ちょっとむずかしいかと思つてお

とつ第四條関係で伺つておきたいのですが、あります。が、今の問題と関連するのでありますけれども、たとえばボンドの実勢が非常に悪くなつた。そうしてまたはここ数箇月以内に切下げが行われるのではないかというように、見込まれる状態になつたときに、この補償料の外國爲替相場の変動の見込みといふのを、急に上げられるのかどうか。それを上げない場合に政府の責任はあるのかないのか。その点はいかがでありますか。もう少し詳しく申し上げますと、法律では外國爲替相場変動の見込みということを、補償料の中に入れなければならぬということになつてゐる。ところがあと数箇月でもう外國からの電報その他によると、爲替相場の変動がありそろだということには、それを見越して補償料の引上げをするのかどうか。あるいはまたそれがわかつてゐるにかかわらず、たとえば輸出の關係で今それをやると非常に微妙な關係にあつてあるいは爲替相場の変動をそこで政府が見込むということは、輸出の促進上困るであろうというような勧告も、行われるであろうと思うのです。ありますが、これをしかし法律にはこう書つてあるのだから、それを見込まなかつたということは、理財局長の責任という事になるかもしれない。その点のところはどういうふうに運用されて行くのでありますか。

料率の変更というよりも、そういう輸出はしばらく見合せるというようなことにもなるのじやないかと思います。もちろんそれがただ漠然たる傾向であり、しかも相当強い、大幅であるというようなことが考えられます場合には、これはある程度補償料率といいうものを考えざるを得ないような事態が、万一起るかもしませんが、しかしこれはそう／＼頻繁に補償料をかえるということも、実際問題としては不可能だと思つております。

○小山委員 実はそれを私が申し上げましたのは、補償料率を引上げるということは、爲替相場の変動を政府がそろそろ見たぞという意思表示にならうと思うのであります。だからそういうふうなときは最後まで、ともかくもはつきりするところまで補償料率をかえないので、あるいは逐次危険に感じてかえて行くのが、どういうふうに運用されて行くつもりであるか、これを使っておるのであります。

○潤井政府委員 お尋ねの点でありますが、一応は相当長期にわたつてそういう場があり得ることも考えて、補償料率をきめておりますので、従つてそのとき／＼危険性が増減するというとで、補償料を輕々にかえるべきではないと思います。

○佐藤委員長 次会は明後二十一日午後一時より開会の上、質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

大蔵委員会議録第二十八号中正誤

定

項本文の規

貢段行 誤 正

二一三〇 「第三号」を 「前條第一項第一号から第三号」

「第五号」 第一項第一号から第五号

項第一号から第十八條

第一項第一号から第五号

二三受けて輸入受けた

した

昭和二十七年四月二十四日印刷

昭和二十七年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所